

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成27年度	次回見直し予定	平成32年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例		
条例番号	昭和44年神奈川県条例第9号	法規集	第6編第1章第2節
所管室課	保健福祉局福祉部障害福祉課		
条例の概要	在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>条例制定から40年余りが経過する中、施設から地域へと福祉施策が転換されたことによる在宅障害福祉サービスの充実などの社会的背景の変化を踏まえ、平成21年度に支給対象者を未だ在宅の障害福祉サービスが充分に行き届いていない重度障害者等に重点化する改正を行った。</p> <p>その後、訪問系サービスなどの在宅福祉サービスは充実傾向にあるものの、医療的なケアを伴う短期入所など重度障害者等向けのサービス提供基盤は更なる充実が求められていることから、引き続き手当を支給することで在宅の重度障害者等の生活を支援する必要がある。</p>	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的・精神的負担の軽減に寄与しており、有効である。</p>	<p>支給者数(決算値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度8,660人 ・平成23年度8,923人 ・平成24年度9,024人 ・平成25年度9,200人 ・平成26年度9,315人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>平成21年度改正時に受給資格者に現況届の提出を義務付けるとともに、手当の支給を年1回とすることにより、誤支給の防止と事務の効率化を図っている。</p> <p>申請等の受理、内容調査事務は、受給者の利便性等に配慮して市町村に権限移譲している。また、受給者台帳をシステム化することにより効率的に運用している。</p>	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	<p>在宅の重度障害者等の福祉の増進を図るものであり、「障がい者が地域で安心してくらすくみづくり」を目指す「かながわグランドデザイン」の方針に適合している。また、「かながわ障害者計画」における経済的自立の支援等として位置付けられている。</p>	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	<p>本条例は、在宅の重度障害者等に手当を支給するものであり、憲法、法令に抵触しない。</p>	
	その他		

見	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	